

第十回 参議院農林委員会會議録第二十九号

昭和二十六年三月三十一日(土曜日)午後五時三十六分開会

委員の異動

三月三十日委員宮本邦彦君辞任につき、その補欠として大谷繁潤君を議長において指名した。

本日の会議に付した事件

○農漁業協同組合再建整備法案内閣提出、衆議院送付)

○委員長(羽生三七君) それではこれより委員会を開きます。

本日は御承知の通り、緊急に農漁業協同組合再建整備法案が付託されましたのでこの審査を行うわけでありますが、これにつきましては、委員の各位並びに政府当局関係者の非常な努力で本日上程になったことは、当委員会には非常に喜びとするわけであります。先ず提案理由の説明を求めます。

○政府委員(島村軍次君) 只今議題となりました農漁業協同組合再建整備法案提出の理由を御説明申し上げます。

我が国自立経済の基礎である農業及び漁業の生産力を維持増進し、農漁民経済の安定を図るためには、農漁協同組合、同連合会、漁業協同組合及び同連合会を育成助長しなければなりません。然るに組合のうちには、最近の急激なる経済変動に直面してその経営が悪化しているものが少くありません。これらの組合は、その本質に鑑みまして自主的にその整備強化を図るべきことは勿論であります、自力のみによ

る再建整備の困難なものにつきましては、政府の財政的支出その他の援助により組合の再建意欲を高め、早急に経営を健全化することによつてその使命達成に遺憾ならしめる必要がありま

次はその内容の概略を説明申し上げます。この法律案によつて再建整備を行います組合は、欠損金、固定資産、滞貨、焦付き債権等を多額に持つているためにその債務を弁済することが困難な組合であります。これらの組合は総会の特別議決を経て、五年以内に、手持ちの滞貨及び焦付き債権を一掃し、固定資産と欠損金の合計額以上の自己資本を持つことを目標とした再建整備計画を立てなければなりません。法律案ではこの目標達成のための具体的方法を再建整備計画書に明示することを要求しております。

これらの組合に対して行政庁は助言、債務の更改の斡旋、特別指導員の派遣等いろいろの援助をするわけでありま

即ちこのような組合に対しては再建のために最も必要な自己資本の充実に容易ならしめるために増資奨励金を交付すると共に、手持ちの滞貨及び焦付き債権として固定化した資金に対する金利の一部を補給することによつて五

尤もこの奨励金は、再建の意欲を助長し、飽くまで自力再建の実を挙げさせるための呼び水として国家資金を支出するものであつて、組合の役員は勿論組合員を挙げての誠実な再建計画の実行を条件とするものであります。従つて奨励金の補給を受けた組合に対しては、その計画の完遂のために必要な監督を行うとともに、再建完了の曉において交付を受けた奨励金は政府に償還させることになっております。

再建の極めて困難な事情にある組合も、この措置による政府の援助を受けることによつて、その経営の基礎を健全化することができま

何とぞ十分御審議の上速かに協賛を与えられんことをお願いいたします。

○委員長(羽生三七君) なお提案理由のほか、法案の主要な骨子について説明を求めたいと思ひます。

○政府委員(藤田巖君) お手許に御配付を申しております農漁業協同組合再建整備法案資料と書いてござい

がこれに対して財政的な援助をするという建前であるのであります。かよう

な組合に該当いたしますものが大体單協につきましては一万三千のうち約二千六百程度あるという推定をいたして

おります。それでかような組合についてこの現在の状況を図表で書いてあるわけでありま

ということを前提としてやるものを取上げる、かように相成つております。

併しながらこれについては相当大きな努力をしなければ相成りませんので、自己資本を造成いたしましたための奨励金といたしまして、当初年度におきま

金は百分の八、連合会にあつては百分の十二、それから二年度につきま

終年度は百分の一、連合会は百分の二、これは法律の十一條に規定がいた

してござい

庫が二十九億四千万円、それから固定

これは三年間、いわゆる固定化資金の利子補給金とい

は、行政庁といたしましてこれを厳重にこの成果が上ることを監督いたし

かようなやり方で進めて参りたいとい

うことが骨子であります。そうして又この奨励金はあくまでもやはり再建整備計画が立ちましたあとにおきまして、一年経過した後に置きましては、その交付された奨励金はこれは政府に還付する、かような建前を取つておるのであります。

更にこの法律の附則の二項によりまして、これに必要な経費でございますが、これは昭和二十六会計年度において必要な経費につきましては六億五千万円以内におきまして、昭和二十六会計年度の一般会計予備費のうちからこれを支出するというふうにならしくその財源についてもこれを明示をいたしておりますのでございます。

○委員長(羽生三七君) この際何か特別にお尋ねがございましたらどうぞ。

○片柳真吉君 十四条のこの奨励金の償還ですが、交付をされた奨励金に相当する金額に利子に相当する金額を加算した金額を政府に納付しなければならぬという、この利子に相当する金額の利率はどんなふうにお考えでございませうか。

○政府委員(藤田巖君) これは政令で規定をいたしたいと思つておりますが、私もといたしましては極力最低限の利子を附するということにいたしたいと考えております。

○三浦辰雄君 この際ちよつと関連してお尋ねをしたいのでありますが、林業関係の方は今日経済協同組合になつておりません。併し森林組合が御承知の通りであります。大同小異の理由によつて凡そ七億程度が全国の合計において欠損があるように思つております。そこでこの案が出ます経過におい

てその森林組合は預貯金業務はやつておらないけれども、実態において救済を要することにおいては似たようなものであるから、是非この中に何とかの形において入れてもらいたいというのとをやつていたように聞いております。そこで今日早急の場でできましたこの案としては落ちることは止むを得ませんが、将来やがて出ます森林法の改正にからんで協同組合にもなりますが、その負債の問題においてかなり悩みが多いようであります。そこでこれに類似するような取扱というものをその際にしてもらへることになるかどうか、将来のことではあります、差迫つてすでに森林法が一部においてできているような状況でございしますので、その様子を一つ伺ひたい。

○政府委員(島村軍次君) 三浦委員のお説は御尤もでありまして、政府においても御趣旨に副うて十分考慮をいたしたいと存じております。

○委員長(羽生三七君) それでは暫時休憩いたします。

午後五時五十二分休憩

午後七時二十分開会

○委員長(羽生三七君) それでは休憩前に引續いて開会いたします。農漁業協同組合再建整備法案については質疑は終了したものと認めて討論に入つて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(羽生三七君) それでは御異議ないものと認めて討論を行います。御意見のある方は賛否を明らかにして御発言を願ひます。

○池田宇右衛門君 本案につきまして

は賛成をいたすものであります。ドッジ・ライン以来我が国の経済が急にデフレの傾向を來たし、特に農漁業団体においてはその影響が甚大であつたのであります。全国一萬三千の農協並びに漁業協同組合中、その影響をこうむつたのは二割乃至四割近くあるということとは政府の知る通りであります。これらの組合に再建整備をなし、生産に強力なる意欲を向上し堅実なる発達をなさしむるにつきましては、政府といたしましては速かに奨励交付金を融資するにありと思ふのであります。本案通過ののちにおきましては、迅速果敢に奨励金を交付して、安全にして堅実なる組合の育成に当られんことを希望いたしまして本案に賛成するものであります。

○片柳真吉君 私もこの法案に賛成をいたすものであります。ただこの再建整備はこれはなかなか容易なことではないと思ふのであります。農林省或いは地方庁の今後の非常な指導、監督につきましては、特に御勉勵願ひたいと思ひます。更にこの奨励金の交付だけではなから、これは再建もむずかしいと思ふのであります。これ以外の方法につきましては特に農林省はあらゆる面から一つ援助をして頂きたいと思ひます。例えば農業者倉庫等の助成につきましてはこれはできるだけの力を入れて頂きたいと思ひます。

それからも一つは、かような再建整備計画ができましたも又助成金の交付がありまして、これで漸く金融ベースに乗つて来るに過ぎないのであります。これに対する今後の融資のことにつきましては特段の御配慮を願ひたいと思ひます。

たいいことを希望いたしましたして、本案に賛成いたします。

○江田三郎君 私たちは本委員会でも要望したわけでありましたが、やはり利子の補給というだけではなしに、長期資金の供給が必要だということを今でも考えておるわけでありまして、これは現在の情勢といたしまして、そういうことが実現しないので、本法案のような結果になつたことも又止むを得ないと思ひますので、一応これに賛成をいたすものであります。ただこの法案が通過いたしましたも、只今片柳さんも言われましたように、今後農漁業協同組合の真の再建整備ということとは非常に困難なことでありまして、その問題に對しましては、一体ただ経営が黒字になつたというだけで真の再建整備ができたとは言へん面もあるわけでありまして、今後の農漁業協同組合のあり方或いは実情、そういうものに関しまして休会明けの本委員会におきまして一つ相当腰を入れた調査をやつて頂きたいということを希望いたします。賛成でございます。

○岩男仁藏君 私も本案に賛成をいたすものであります。この農漁業協同組合及び漁業協同組合の行詰りの現状は無論経済界の変動ということが大きい関係があるのでありますが、又一面において私の考えとしては、どうも行政官庁というか、農林省及び府県庁の指導がよろしきを得ない、當を得ないという大きな感があるのであります。これも一つ大きな原因と思ひます。どうぞ本案執行に當りましては、この点について行政官庁は一つ御注意を願ひたいと思ひます。賛成いたします。

○委員長(羽生三七君) 他に御発言がなければ討論は終局したものと認めて採決を行いたいと思ひます。農漁業協同組合再建整備法案に原案通り賛成のお方の御起立を願ひます。

〔総員起立〕

○委員長(羽生三七君) 全会一致でございます。よつて、本案は原案通り可決するものと決定いたしました。なお前例によつて諸般の手續は委員長に御一任を願ひます。なお多数意見者の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

江田 三郎

三浦 辰雄

片柳 眞吉

岩男 仁藏

飯島連次郎

池田宇右衛門

滝井治三郎

○委員長(羽生三七君) それでは本日はこれで散会いたします。

午後七時三十分散会

出席者は左の通り。

委員長

理事

委員

羽生 三七君

西山 亀七君

片柳 眞吉君

岩男 仁藏君

池田宇右衛門君

白波瀬米吉君

滝井治三郎君

平沼彌太郎君

江田 三郎君

小林 孝平君

三橋八次郎君

赤澤 與仁君

飯島連次郎君
加賀 操君
三浦 辰雄君
政府委員

農林政務次官 島村 軍次君
農林省農政局長 藤田 巖君
水産庁次長 山本 豊君
事務局側

常任委員 安樂城敏男君
常任委員 倉田 吉雄君
常任委員 會田 吉雄君
常任委員 會田 吉雄君

三月三十一日本委員会に左の事件を付託された。

一、農漁業協同組合再建整備法案
(予備審査のための付託は同日)

農漁業協同組合再建整備法案
農漁業協同組合再建整備法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、農業及び漁業を振興して自立経済の基盤の確立に資するため、農漁業協同組合の再建整備を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「農漁業協同組合」とは、農業協同組合、農漁業協同組合連合会、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。

2 この法律において「自己資本」とは、払込済出資金(農漁業協同組合の受け入れた貯金で将来当該農漁業協同組合への出資に充てられるべき旨の契約のあるものを含む。以下同じ。)及び準備金(準備金、積

立金その他名称のいかんを問わず、剰余金のうちから積み立てられたものであつて資本勘定に属するものをいう。)の合計額をいう。

3 この法律において「欠損金」とは、貸借対照表に計上された欠損金及び繰越欠損金の合計額をいう。

(再建整備計画の樹立)

第三条 事業の継続に著しい支障をきたすことなしにはその債務を弁済することができない農漁業協同組合でこの法律によつて再建整備を行おうとするものは、農林大臣の指定する日(以下「指定日」という。現在により貸借対照表を作製し、これに基いて再建整備計画をたてなければならない。)

2 農漁業協同組合は、前項の規定により貸借対照表を作製するに当つては、その債権及び在庫品につき命令の定めるところにより適正な評価を行い、その評価によつて損失を生ずる場合には、その損失金額を欠損金に算入しなければならない。

3 第一項の規定により再建整備計画をたてる場合には、その組合員又は会員(准組合員又は准会員を除く。)の半数以上が出席する総会において、その議決権の三分の二以上の多数による議決を経なければならない。これを變更する場合もまた同様とする。

(再建整備の目標)

第四条 前条第一項の農漁業協同組合は、指定日以後に開始する事業年度の開始の日から五年以内に左

に掲げる条件を満たすように再建整備を行わなければならない。

一 第十条第二項の固定化債権又は固定化在庫品を資金化すること。

二 自己資本から欠損金を控除した金額を固定資産の価額以上にすることその他財務の状況を政令で定める基準に適合させること。

(再建整備計画の内容)

第五条 再建整備計画においては、左の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一 再建整備計画の方針

二 組合員又は会員の協力の強化及び役職員の事業執行の改善に関する措置

三 事業、収支及び資金に関する計画

四 第十条第二項の固定化債権及び固定化在庫品の資金化並びに不要固定資産の処分

五 欠損金の補てん

六 出資金の増加

七 債務の更改及び弁済

(行政庁の援助)

第六条 農漁業協同組合は、行政庁に対し再建整備計画に関する助言を求めることができる。

第七条 行政庁は、農漁業協同組合が再建整備のため債権者と債務の要素を變更する契約をする必要がある場合には、当該農漁業協同組合の申出により、そのあつ旋をすることができ。

第八条 行政庁は、農漁業協同組合の請求に応じ、特別指導員を派遣

してその再建整備につき指導することができ。

(奨励金の交付)

第九条 政府から奨励金の交付を受けなければならない第四条の期間内に同条に規定する再建整備の目標を達成することができない農漁業協同組合は、命令で定める手続に従い、再建整備計画書を添えて、農林大臣に奨励金の交付を申請することができる。

2 農林大臣は、前項の申請をした農漁業協同組合であつて左に掲げる条件に適合しているものに対し、命令の定めるところにより、毎年、予算の範囲内において奨励金を交付することができる。

一 奨励金の交付を受けることにより第四条の期間内に同条に規定する再建整備の目標を達成することができると認められること。

二 指定日から昭和二十七年三月三十一日までの間に指定日における固定資産と欠損金との合計額から自己資本を控除した額の三分の一(農漁業協同組合連合会及び漁業協同組合連合会(以下「連合会」という。)にあつては五分の一)以上に相当する額の自己資本を増加することが確実にあると認められること。

三 第三条第二項の規定による債権及び在庫品の評価が適正に行われていると認められること。

四 故意又は重大な過失によつてその農漁業協同組合に損失を与えた役職員がある場合には、そ

の者に対し、損失補てんのために必要な措置をとつていること。

3 都道府県の区域をこえない区域を地区とする農漁業協同組合が第一項の申請をしようとするときは、都道府県知事を経由しなければならない。

第十条 前条第二項の規定により交付する奨励金は、増資奨励金及び固定化資金利子補給金とする。

3 増資奨励金は、農漁業協同組合の指定日以後の拂込済出資金の増加額(他の農漁業協同組合を合併した場合に、その合併により直接生じた払込済出資金の増加額を除く。)に対し交付するものとし、固定化資金利子補給金は、農漁業協同組合の第三条第二項の規定による適正な評価を経た債権のうち弁済期到来後一年以上を経過したもの(当初の契約で定められた弁済期がその後延長された債権その他の債権であつて命令で定めるものを含む。以下「固定化債権」という。)の金額及び同項の規定による適正な評価を経た在庫品のうち仕入後一年以上を経過したもの(以下「固定化在庫品」という。)の評価額の合計額を基準として交付するものとする。

第十一条 政府が第九条第二項の規定により奨励金を交付することができ期間は、昭和三十會計年度までとし、毎年交付する奨励金の額は、農漁業協同組合ごとに左表により奨励金算出基礎額に補給率を乗じた額とする。

種別	會計年度	獎勵金算出基礎額	補給率
獎勵金の種類	昭和二十六年會計年度	指定日から昭和二十七年三月三十一日までの政令で定める方法により算出した払込済出資金の増加の実績(以下「払込済出資金増加額」といふ)。	百分の八(連合会にあつては百分の十二)
	昭和二十七年會計年度	指定日から昭和二十八年三月三十一日までの払込済出資金増加額。	百分の六(連合会にあつては百分の十)
	昭和二十八年會計年度	指定日から昭和二十九年三月三十一日までの払込済出資金増加額。	百分の三(連合会にあつては百分の六)
	昭和二十九年會計年度	指定日から昭和三十年三月三十一日までの払込済出資金増加額。	百分の二(連合会にあつては百分の四)
増資獎勵金	昭和三十年會計年度	指定日から昭和三十一年三月三十一日までの払込済出資金増加額。	百分の一(連合会にあつては百分の二)
	昭和三十一年會計年度	指定日から昭和三十一年三月三十一日までの払込済出資金増加額。	百分の一(連合会にあつては百分の二)
	昭和三十一年會計年度	指定日から昭和三十一年三月三十一日までの払込済出資金増加額。	百分の一(連合会にあつては百分の二)
	昭和三十一年會計年度	指定日から昭和三十一年三月三十一日までの払込済出資金増加額。	百分の一(連合会にあつては百分の二)
固定化資金 利子補給金	昭和二十六年會計年度	指定日における固定化債権の金額の五と固定化債権の合計額との割合の三分の一。	百分の四(連合会にあつては百分の六)
	昭和二十七年會計年度	指定日における固定化債権の金額の三と固定化債権の合計額との割合の四分の一。	百分の四(連合会にあつては百分の六)
	昭和二十八年會計年度	指定日における固定化債権の金額の三と固定化債権の合計額との割合の四分の一。	百分の四(連合会にあつては百分の六)
	昭和二十九年會計年度	指定日における固定化債権の金額の三と固定化債権の合計額との割合の四分の一。	百分の四(連合会にあつては百分の六)

(獎勵金の打切及び還付)

第十二条 農林大臣は、獎勵金の交付を受ける農漁業協同組合が左の各号の一に該当する場合には、当該農漁業協同組合に対する獎勵金の交付を打ち切ることができる。

一 第四条に規定する再建整備の目標を達成したと認められる場合

二 第三条に規定する再建整備計画を誠実に実行せず、又は第四条の期間内に同条に規定する再建整備の目標を達成することができないと認められる場合

三 第九条第一項の規定により農林大臣に提出した再建整備計画書に虚偽の記載があつた場合

四 第十六条の規定による報告を

怠り、又は虚偽の報告をした場合

第十三条 農林大臣は、獎勵金の交付を受けた農漁業協同組合が左の各号の一に該当する場合には、当該農漁業協同組合に対し、交付した獎勵金の還付を命ずることができる。

一 前条第二号から第四号までの事由により獎勵金の交付を打ち切られた場合

二 第四条の期間が満了しても同条に規定する再建整備の目標を達成することができなかった場合

(獎勵金の償還)

第十四条 獎勵金の交付を受けた農漁業協同組合は、第四条各号に掲

げる再建整備の条件を満たすに至つてから一年を経過した後、政令の定めるところにより、交付された獎勵金に相当する金額に利子に相当する金額を加算した金額を政府に納付しなければならない。

(再建整備計画の変更)

第十五条 獎勵金の交付を受ける農漁業協同組合がその再建整備計画を変更しようとするときは、農林大臣の承認を受けなければならない。

2 前項の場合には、第九条第三項の規定を準用する。

(報告)

第十六条 獎勵金の交付を受けた農漁業協同組合は、命令の定めるところにより、毎事業年度末現在により再建整備の実績及び翌事業年度の再建整備の実施計画を行政庁に報告しなければならない。

(検査)

第十七条 行政庁は、獎勵金の交付を受ける農漁業協同組合の業務及び会計の状況につき毎年一回以上検査しなければならない。

(農漁業協同組合の合併の場合の特例)

第十八条 獎勵金の交付を受ける農漁業協同組合が合併によつて解散した場合において、合併によつて成立した農漁業協同組合又は合併後存続する農漁業協同組合が引き継ぎ政府から獎勵金の交付を受けなければ指定日から五年を経過した日の属する事業年度の終了の日までに第四条に規定する目標を達成することができないときは、当該農漁業協同組合は、命令で定め

る手続に従い、再建整備計画書を添えて、農林大臣に獎勵金の交付を申請することができる。

2 前項の場合には、第九条第二項及び第三項、第十条並びに第十一条の規定を準用する。この場合において、第十条第二項中「農漁業協同組合の指定日以後の払込済出資金の増加額」とあるのは「合併によつて解散した農漁業協同組合の指定日以後の払込済出資金の増加額」とあるものとする。

又又は合併後存続する農漁業協同組合の合併後の払込済出資金の増加額(当該農漁業協同組合が合併前に獎勵金の交付を受けたものであつた場合には、指定日以後合併の時までの払込済出資金の増加額を含む。)との合計額」と、「固定化資金利子補給金は、農漁業協同組合の」とあるのは「固定化資金利子補給金は、獎勵金の交付を受ける合併前の農漁業協同組合の」と読み替へるものとする。

第十九条 獎勵金の交付を受けた農漁業協同組合が合併によつて解散した場合においては、合併によつて成立した農漁業協同組合又は合併後存続する農漁業協同組合を合併によつて解散した組合とみなして第十三条、第十四条及び第十六条の規定を適用する。

(所管行政庁)

第二十条 この法律中「行政庁」とあるのは、都道府県の区域又はその区域をこえる区域を地区とする農漁業協同組合については農林大臣、その他の農漁業協同組合につ

いては都道府県知事とする。

(農林大臣と大蔵大臣との協議)

第二十一条 農林大臣は、第三条第一項の指定、第九条の獎勵金の交付、第十二条の打切、第十三条の還付の命令又は第十五条の承認をしようとするときは、大蔵大臣と協議しなければならない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行に関し昭和二十六會計年度において必要な経費は、六億五千万円以内において昭和二十六會計年度一般会計予備費のうちからこれを支出するものとする。